

原子力委員会内規 (案) 31.1.4

オノ条 原子力委員会(以下「委員会」という。)の会議は、原則として1週間に1回(金曜日)に開催する。  
7/2

2. 会議の日程及び議題は、あらかじめ委員に通知する。

オニ条 委員会に専門の事項を調査審議させるため、次々各参加 名以内、専門委員 名以内を置く。

2. 参加は、学識経験がある者の中から内閣総理大臣が任命する。

3. 専門委員は学識経験がある者及び関係行政機関の職員の中から委員長が委嘱する。

4. 参加及び専門委員は非常勤とする。

5. 参加及び専門委員は、当該専門の事項に関する小委員会を構成し、調査審議を終了したときは、解任されるものとする。

c111-004-005